

第7章 新興感染症への取組について

1. 平時からの取り組み

新興感染症の感染拡大時においては、通常の診療体制に多大な影響を及ぼすことから、発生後は速やかに対応できるよう、平時からあらかじめ準備を進めておくことが重要となります。

当院は第二種感染症指定医療機関として、また新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、感染症病床に加えて感染拡大時に隔離対応が可能な病床を保有しており、発熱外来の設置、PCR等の各種検査、ワクチン接種や感染症入院患者の受け入れを実施しております。

院内では感染対策部に感染管理認定看護師を配置し、病院感染対策委員会、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム及び看護局感染対策委員会が組織され、感染症情報の収集・分析、感染対策の企画・立案及び実施・支援、地域の病院との感染対策に関する合同カンファレンス及び相互評価など、感染対策の推進に取り組んでおります。

新興感染症への取り組みとしては、感染症病床及び感染症対応病床に陰圧個室としての機能を有しております。また、感染拡大時に一般病床でも柔軟に対応できるよう、HEPAフィルター付きパーティションを準備しております。その他、感染拡大時に備えて个人防护具の備蓄及びゾーニングや感染対策に必要な備品を保管しております。

2. 感染拡大時の取り組み

感染症患者を受け入れる際は、病院感染対策マニュアルに基づき、各所への連絡や感染対策を施した診療等の対応を実施します。入院が必要となった場合は感染症病床で対応し、感染拡大時にはこれに加えて感染症対応病床やゾーニングした一般病床で対応します。

感染拡大時には、地域の救急・透析・精神・小児の感染患者の入院を受け入れる役割を担っており、当院のみならず地域として対応できる体制が必要であることから、感染症患者の受入れの際には地域の病院と連携・調整を行います。

クラスター発生時については、感染対策部と感染制御チームが連携して初期対応

の指示・情報収集・関係部署への連絡を行い、臨時感染対策委員会を開催、必要に応じて対策本部の設置を行い、決定された感染対策を各部署で実施するなど、感染拡大を防ぐ取り組みを行います。

その他、感染拡大時は患者数の減少による収入減や感染対策資材の購入による費用増が発生することから、国や県の補助金の活用や、市に対して財政支援の働きかけを行うなど、財源の確保に努めます。